

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保険料追納一時金事業	事業開始年度	平成19年度	作成責任者		
担当部局	社会・援護局	担当課室	援護企画課中国孤児等対策室	中国孤児等対策室長 齋藤 恭一		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条第3項	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	永住帰国した特定中国残留邦人等の老後の生活の経済的安定を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。 なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。					
実施状況	(平成19年度～平成21年度) 申請数: 6, 101名 認定数: 6, 064名					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	19,316	6,261	438	410	340
	執行額	19,255	6,074	438		
	執行率	99.7%	97.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	19,255	6,074	438		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	本事業は、法令の規定に基づき、必要額を保険料追納額あるいは中国残留邦人等への直接支給額として支出している。				
	見直しの余地	本予算は、事務費ではなく、法令に基づいて算出された国民年金保険料追納一時金である。				
予算監視の所見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 事業実績を踏まえて一時金支給対象人数を精査し、予算の縮減を図る必要がある。					
補記	<p>【事業の必要性】 中国残留邦人等は、中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また、生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することもできず、地域から孤立し、老後に不安を抱いているため、老後生活の経済的安定を図るとともに、安心して生活を送れるよう支援する必要がある。</p> <p>【事業の沿革】 与野党合意の議員立法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号))により、新たな支援策を実施。</p>					

厚生労働省 438百万円

「一時金」(中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間に対応する保険料相当額を国が拠出するもの)の支給

A 社会保険庁、厚生労働省年金局事業管理課 352百万円
(内訳)
社会保険庁 213百万円
厚生労働省年金局事業管理課※ 139百万円
〔※ 平成22年1月の社会保険庁の廃止に伴い、保険料の納付先が、厚生労働省年金局事業管理課に変更。〕

〔中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給するための国民年金保険料納付先機関(保険料追納額を国が「一時金」より控除し中国残留邦人等に代わり追納)〕

B 中国残留邦人等 (42名) 86百万円

国民年金保険料控除後の「一時金」※の受給
※ 中国残留邦人等が保険料を自ら納付していた場合、納付している期間については、保険料相当額を当該残留邦人に直接支給。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. 社会保険庁、厚生労働省年金局事業管理課			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
一時金	国民年金保険料の追納	352			
計		352	計		0
B. 中国残留邦人等(42名)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
一時金	保険料相当額の直接支給	86			
計		86	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0